

## 本作業班開催の経緯等について

### 1. 本作業班開催の経緯

- 眼球のあっせんに関しては、臓器の移植に関する法律及びその政省令等に加えて、眼球のあっせんに関する技術指針を踏まえて実施されているところであるが、令和5年1月6日に開催された第61回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（以下「委員会」という。）において、眼球提供・角膜移植の数が減少していること及び各アイバンクにおける眼球のあっせん数に差異が生じていること等について議論が行われ、この結果を受けて、各学会から推薦された班員等で構成する「角膜移植の基準に関する作業班」（以下「作業班」という。）において、眼球のあっせんに関する技術指針の改正に向けた課題の整理を行うこととされた。

### 2. 本作業班開催の目的

- 眼球のあっせんに関する技術指針の改正に向けた課題の整理を行うことを目的として議論を行う。

### 3. 検討が必要な事項

- 眼球のあっせんに関する技術指針の改正について

### 4. 今回の作業班で検討する事項

- 眼球のあっせんに関する技術指針の改正に向けて、論点の整理を行う。